

(参考)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

(指定の取消し等)

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～二 (略)

三 指定障害福祉サービス事業者が、第四十二条第三項の規定に違反したと認められるとき。

四～十三 (略)